

世界最先端 IT 国家創造宣言（抄）

平成 25 年 6 月 14 日

I. 基本理念

(中略)

2. 世界最高水準のIT利活用社会の実現に向けて

(中略)

世界最高水準のIT利活用社会を実現するためには、「IT利活用の裾野拡大」が不可欠であり、そのために、政府自身が自己変革を強力に進め、障害となる組織の壁や制度、ルールを打破するとともに、各省連携により政策資源を集中投下し、成功モデルを実証する国家プロジェクトを推進するなど、政府が民間の活力や投資を引き出せる環境整備に取り組み、戦略の実現を現実のものとする必要がある。

(中略)

V. 本戦略の推進体制・推進方策

(中略)

3. 規制改革と環境整備

現行制度は、インターネット普及以前のアナログ社会を前提に構築されたものであるため、時代の変化に合わせ、デジタル社会を前提とした改革を実行する必要がある。このため、ITの利活用を阻害している原因を明確にした上で、優先度の高い課題（規制・制度等）を解決するために、一点突破の精神で、集中的に取り組むこととする。

具体的には、以下の3点について、規制改革会議とも連携しつつ、取組を進めるとともに、その取組の中で、IT利活用を推進するための法的措置（IT利活用を推進するための「基本法」）の必要性についても検討する。

- ① オープンデータやビッグデータの利活用を推進するためのデータ利活用環境整備を行うため、IT総合戦略本部の下に、新たな検討組織を速やかに設置し、データの活用と個人情報及びプライバシーの保護との両立に配慮したデータ利活用ルールの策定等を年内できるだけ早期に進めるとともに、監視・監督、苦情・紛争処理機能を有する第三者機関の設置を含む、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針を年内に策定する。
- ② また、電子行政サービスにおける認証の在り方を含め、スマートフォンやタブレット等を通じたITの利活用を念頭に、本人確認手続規定の類型化を図り、契約締結や役務の利用に係る利用者の利便性向上とプライバシー保護、本人確認の正確性の担保との両立を図るオンライン利用を前提とした本人確認手続等の見直しについて検討する。

- ③ さらに、対面・書面交付が前提とされているサービスや手続を含め、IT 利活用の裾野拡大の観点から、関連制度（運用解釈が明確でないものも含む）の精査・検討を行い、本年中を目途に、「IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」（仮称）を策定する。

（後略）